

独立行政法人勤労者退職金共済機構リスク管理規程

(平成27年 4月1日)

改正 平成27年10月1日

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人勤労者退職金共済機構業務方法書第23条の規定に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）のリスク管理体制を整備し、リスクの発生の防止又はリスクが発生した場合の損失の最小化を図り、もって機構の業務の円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「リスク」とは、機構の使命及び目標の達成を阻害する次に掲げる要因をいう。

- (1) 財務の健全性に関するもの（具体的には資産の安全かつ効率を基本とした運用ができているか。法令や資産運用の基本方針に即して適確なものとなっているか、等）
- (2) 業務の安定性、継続性に関するもの（具体的には災害や業務システムの不具合等事故、事件が起こった際に、安定して業務を続けていくことができることになっているか、等）
- (3) 法令違反等に関するもの（各業務における不適正な処理が行われていないかどうか、等）
- (4) その他機構の業務遂行に関するもの

2 この規程において「リスク管理」とは、リスクの発生の防止又はリスクが発生した場合の損失の最小化を図ることをいう。

(役職員の責務)

第3条 役員及び職員（嘱託及び臨時に勤務する職員を含む機構に勤務するすべての者をいう。）（以下「役職員」という。）は、その職務の遂行に当たり、リスク管理に努めなければならない。

2 職員は、リスクが発生した場合（リスクの発生が回避できない場合を含む。以下同じ。）には、次条第3項に規定するリスク管理責任者に速やかに報告しなければならない。

(リスク管理体制)

第4条 機構におけるリスク管理については、理事長がこれを指揮し、かつ、最終的な責任を有する。

2 内部統制担当理事は理事長を補佐し、リスク管理総括管理者として、リスク管理を総括する。

3 本部（独立行政法人勤労者退職金共済機構組織規程（以下「組織規程」という。）第9条に基づき置かれる5事業本部をいう。）の長は、本部におけるリスク管理を総括するとともに、部（組織規程第9条第1項及び第2項に基づき置かれる部をいう。）の長は、リスク管理責任者として、部におけるリスク管理を総括する。

(リスク管理に関する会議の設置)

第5条 機構におけるリスク管理の検討、審議等を行うため、リスク管理・コンプライア

ンス委員会（以下「リスク管理委員会」という。）を設置する。

2 リスク管理委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 理事長
- (2) 理事長代理
- (3) 理事
- (4) 総務部長
- (5) システム管理部長
- (6) 資産運用部長
- (7) 業務運営部長
- (8) 建設業事業部長
- (9) 清酒製造業・林業事業部長
- (10) 勤労者財産形成部長
- (11) 理事長が任命する外部有識者（以下「外部有識者委員」という。）

3 リスク管理委員会に委員長を置き、理事長をもって充てる。

4 リスク管理委員会の委員長（以下「委員長」という。）は委員会を代表し、会務を総括する。

5 委員長に事故があるときは、内部統制担当理事がその職務を代理する。

6 委員長は、必要に応じて委員会を構成する者以外のものにオブザーバーとして出席を求めることができる。

7 委員会に関する庶務は、監査室が行う。

（外部有識者委員の任期）

第7条 外部有識者委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の外部有識者委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 外部有識者委員は再任されることができる。

（他に設置する会議への委任）

第8条 委員長は、第2条第1号に規定する財務の健全性に関するリスクのリスク管理の検討、審議等を、別途定める資産運用委員会に行わせることができる。

2 委員長は、第2条第2号に規定する業務の安定性、継続性に関するリスクのリスク管理の検討、審議等を、別途定める業務運営・推進会議に行わせることができる。

（各業務における業務手順の整備及びリスク発生原因の分析等）

第9条 各事業本部等は、業務を適正かつ円滑に進めるため、必要に応じ、業務手順の整備に努める。

2 各事業本部等は、業務を遂行するに当たり、業務におけるリスク因子を把握するとともに、リスク発生の原因について分析するよう努める。

3 各事業本部等は、把握、分析したリスクについて、それが業務にもたらす影響について評価し、リスク管理に努める。

（重大なリスクの発生時の通報等）

第10条 職員は、重大なリスクの発生を認知したときは、速やかに必要と認められる範囲内の初動対応及びリスク管理責任者への通報を行う。

- 2 通報を受けたリスク管理責任者は、リスク管理総括責任者を通して理事長に通報する。
- 3 通報に当たっては、迅速性を優先し、臨機の措置をとることとする。

(重大なリスクの発生への対応)

第11条 理事長は、機構全体として取り組むべき重大なリスクの発生が認められる場合には、これを解決するために必要な措置を迅速かつ的確に講じる。

- 2 理事長に事故があるときは、リスク管理総括管理者又はリスク管理責任者がその職務を代理するなど臨機応変に対応する。
- 3 理事長は、解決策を講じたときは速やかにリスク管理委員会（第8条第1項又は同条第2項により資産運用委員会又は業務運営・推進会議にリスク管理を行わせる場合にはこれらの会議）に報告する。
- 4 機構は、発生したリスクが共済契約者等に大きな影響を与えられられる場合等については、必要に応じ、リスクの内容等について公表するものとする。

(秘密保持義務)

第12条 役職員は、この規程に基づく機構のリスク管理に関する措置などを立案・実施する過程において知り得た秘密を漏洩してはならない。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、事故・災害時の緊急時に対する事項等リスク管理に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。